

名古屋港管理組合公報

平成21年1月30日
(金曜日)
第430号

目 次

- 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………1
- 名古屋港カーブーフ頭東地区臨港緑地整備事業に関する実施方針及び特定事業の選定の廃止……………1

規 則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十一年一月三十日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第一号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年名古屋港管理組合規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条の五に次の一号を加える。

五 負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）の子、父母及び配偶者の父母並びに職員と同居している次に掲げる者の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

イ 職員の孫、祖父母及び兄弟姉妹
ロ 職員との間において事実上子と同様の関係にある者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二条の五の規定は、平成二十年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。（経過措置）

2 改正後の規則第二条の五の規定は、適用日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、適用日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

告 示

名古屋港管理組合告示第一号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項の規定に基づき定め、平成15年11月26日付で公表しました名古屋港カーブーフ頭東地区臨港緑地整備等事業に関する実施方針を廃止したとともに、同法第6条の規定に基づき特定事業として選定し、平成15年12月19日付で公表しました同事業について特定事業の選定を廃止しましたので、公表します。
平成21年1月30日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合